

環境コミュニティ・ビジネスに関する調査研究

～グリーンライフ21・プロジェクトの

陶磁器リサイクル活動を通じて～

(概 要 版)

平成 18 年 3 月

財団法人 岐阜県産業経済振興センター

環境コミュニティ・ビジネスに関する調査研究
～グリーンライフ21・プロジェクトの陶磁器リサイクル活動を通じて～

第1章 環境コミュニティ・ビジネスとは

(1) コミュニティ・ビジネスの成立

コミュニティ・ビジネスとは、「地域のニーズをふまえ、地域の資源を活用して、新たな視点を持ちながら社会貢献活動と経済活動のバランスを考えて運営する事業」(注1)と定義され、平成6年頃から使われ始めた言葉である。

従来、地域における社会的サービスは行政部門と企業部門が担ってきたが、地方自治体では財政難が深刻化しており、今まで通りの行政サービスが困難になりつつあること、また企業では株主重視の流れから収益の向上・経営の効率化が求められ、地域の採算の低い事業から撤退する傾向がみられる。

こうした中、地域住民が自ら主体的にまちづくり、観光、福祉、教育、環境、就業支援など様々な分野で地域の抱える課題について、地域の特性を生かしながらビジネスの手法とコミュニティの再生を通じて解決しようとする動きが広まりつつある。

(2) 環境コミュニティ・ビジネスが果たす役割

今までの「大量生産・大量消費・大量廃棄」による経済システムは、大量廃棄による最終処分場の逼迫や処理コストの増加、また石油・石炭などのエネルギー資源、鉄鉱石・銅などの鉱物資源の価格高騰や可採年数の減少など様々な課題も抱えている。

こうした中、持続可能な経済社会を図るためには3R(リデュース、リユース、リサイクル)による循環型経済社会の構築が不可欠となっており、地域の活性化・まちづくりなどの観点から地域住民が団体を設立して、循環型経済社会形成に積極的に取り組む動きが出始めている。

これら団体の形態は、NPO 法人や株式会社方式など様々であるが、社会貢献活動と経済活動とのバランスを考えながらコミュニティ・ビジネスという位置づけで、環境に優しいリサイクル活動等に取り組む団体も増加してきている。

第2章 調査研究の目的

本調査研究は、環境コミュニティ・ビジネスに取り組んでいるグリーンライフ21・プロジェクト(以下、GL21 という)(詳細は第3章に掲載)が抱えている課題について深く踏み込み、その解決策等について具体的に提言することを目的とし、あわせて岐阜県内でコミュニティ・ビジネスに取り組んでいる団体、これからコミュニティ・ビジネスに取り組もうとしている団体に有益な情報を提供するとともに、岐阜県内の人々に対してコミュニティ・ビジネスの活動を理解してもらい、賛同者の増加に結びつけるような調査を実施することとする。

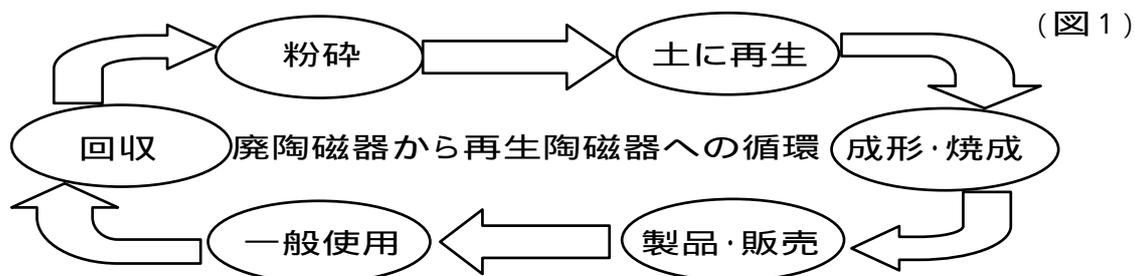
第3章 GL21の環境コミュニティ・ビジネスへの取組み

(1)GL21の設立

GL21は、平成9年美濃焼に関わる企業、組合および地元の3試験研究機関が中心となって、『環境に配慮した陶磁器産地形成』をテーマに設立された任意団体である。

GL21では、1．枯渇性天然資源の持続的活用にともなう廃食器の原料化、2．化石燃料消費による焼成工程の改善(焼成の簡略化と低温焼成化)、3．作る製品の安全性(有害金属酸化物の使用抑制)の確保を掲げ、持続可能な社会の構築に向け、産地としての立場から環境負荷の軽減に取組み、エコロジーな焼き物作りを目指している。

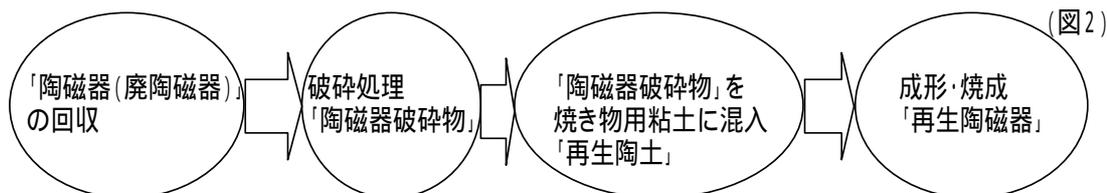
「1．枯渇性天然資源の持続的活用にともなう廃食器の原料化」で掲げる内容は、家庭や事業所などで「回収」された陶磁器を「粉碎」し、この粉碎物を陶磁器の原料である粘土、長石、珪石等に20%程度の割合で混入のうえ、陶磁器の原料となる再生陶土(「土に再生」)を製造し、「成形・焼成」の上、再生陶磁器(「製品」)として「販売」し、「一般使用」してもらうことである。



(2)GL21の位置づけ

陶磁器産地として作り手側であるGL21は、使い手(陶磁器の使用者)側と陶磁器のリサイクルというネットワークの中で、環境教育、陶芸教室、イベントの開催などを通じてダイレクトに結びつき、環境コミュニティ・ビジネスに取り組んでいる。

廃陶磁器から再生陶磁器に生まれ変わるリサイクルの具体的な流れは、一般家庭や事業所から排出される割れたり、欠けたりした「陶磁器(廃陶磁器)」の回収、「廃陶磁器」を破碎処理による5mmアンダーサイズの「陶磁器破碎物」の製造、「陶磁器破碎物」を焼き物用粘土等に混入し焼き物製造の原料となる「再生陶土」の製造、「再生陶土」使用により焼き物を成形・焼成により「再生陶磁器」が商品化されるのである。



これら各工程の実際の業務は、GL21 会員企業がそれぞれ担当するものであって、GL21 が直

接業務をおこなったり、直接業務を指示するような権限を有していない。

(3)環境コミュニティ・ビジネスとしての成果

GL21 では、資源循環型食器「再生の器・Re 食器」の販売と回収を開始し、『グッドデザイン賞 2001 年特別賞「エコロジーデザイン賞」』受賞、『第 6 回国際陶磁器展美濃焼陶磁器デザイン部門「審査員特別賞」受賞や、経済産業省平成 16 年度環境コミュニティ・ビジネスモデル事業(経済産業省)の採択、また愛知万博では「焼き物の資源循環化技術の確立とリサイクルシステム及びネットワークの構築」が「21 世紀の社会にふさわしい地球環境技術 100 件」に選定されるなど各方面から注目を浴びているのである。

(4)GL21 が抱える課題

環境コミュニティ・ビジネスに取り組んでいる GL21 は、こうして着実に社会的評価を受けているのであるが、次のような課題も抱えているのである。

ア.廃陶磁器の回収

入口部分である廃陶磁器の回収に関しては、リサイクルの対象として適していると認識する人は多いもののリサイクル活動の認知度が低いこと(注 2)、一部のリサイクル活動に熱心な団体を除くと社会的な関心も低いこと、また一般廃棄物としての法的な位置づけが明確でなかったこともあり、進展していないのが現状である。

イ.再生陶磁器の販売

出口部分である再生陶磁器の販売に関しては、陶磁器をめぐる環境が家庭での生活スタイルの変化、不使用陶磁器の過剰保存や海外からの安価な輸入商品の流入等により低迷している背景がある。

こうした中、廃陶磁器商品も十分な PR もされていないため知名度も低く、販売拠点も少ないこと。また環境問題の高まりからマーケットに再生陶磁器が大いに受入られると想定していた程の売上げに結びついていないのが現状である。

ウ.組織体制の構築

GL21 は平成 9 年に設立後 8 年を迎えるが、GL21 構成員の研究機関や会員企業の一部による運営が中心であること、GL21 専任の担当者がいないこともあって、外部からの照会に対する迅速な対応、GL21 会員企業間の情報の統一化、環境コミュニティ・ビジネスとしての意識の共有化が図られていない面もある。GL21 では、GL21 の中間法人化を 16 年頃より検討し、18 年 4 月には設立予定であり法人としての器は整うものの、組織内部の態勢作りはこれからである。

第 4 章 課題解決のための検討

GL21 が抱えるこれら課題について、廃陶磁器の回収や再生陶磁器の販売は GL21 会員企業が個別に実施しており、GL21 が直接的にはこういった業務に携わっていないという現状を踏まえ、他団体事例(団体事例は、本報告書(詳細版)(財)岐阜県産業経済振興センター(ウェブサ

イト)を参照願いたい)や陶磁器リサイクルに係る法的な問題などを通じて、具体的に GL21 の取組み等を提案していきたい。

第5章 一般廃棄物である陶磁器リサイクル円滑化のための法的な考え方

GL21 が取組んでいる廃陶磁器から再生陶磁器に生まれ変わるリサイクルの流れを大きくかつ太い輪にするには、一般家庭などから排出される廃陶磁器の円滑な回収が欠かせない。

しかしながら、現状では一般的に、家庭から排出される廃陶磁器は、一般廃棄物であり、収集、運搬、処分(粉碎して再生処理を実施)を市町村もしくは市町村から委託を受けた事業者がおこなうものとされている。

そのため業として行うには一般廃棄物処理業の許可を得た事業者が廃陶磁器を回収、運搬、処分(粉碎して再生処理を実施)することとされているため、破碎処理する事業者が処分区域を管轄する市町村の一般廃棄物処理業者としての許可を取得するか、有価物として費用を市町村に支払った上で、廃陶磁器を受取る形態にしないとリサイクルネットワークが広がらないこととなる。

陶磁器リサイクル円滑化のための法的な考え方を整理し、対応方法等を検討することとする。

廃陶磁器(一般廃棄物)の流れ

(図3)



(1)リサイクルに関する考え方

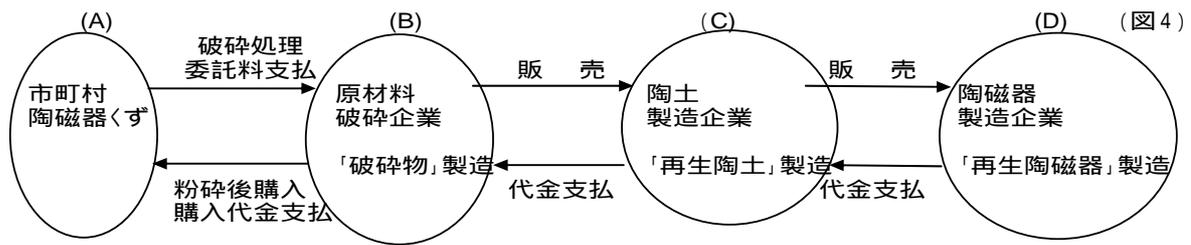
ア.GL21 のリサイクルシステム

GL21 が想定する廃陶磁器リサイクルシステム(図4)は、全国の市町村・事業者(A)から排出される廃陶磁器を GL21 会員企業が処理費用受領の上、「GL21 会員原材料破碎企業」(B)において破碎処理を実施し、「破碎物」を製造する。

出来上がった「破碎物」を「GL21 会員陶土製造企業」(C)が購入の上、陶磁器の原料である粘土、長石、珪石等に「破碎物」を所定の割合混入し、「再生陶土」を製造する。

「GL21 会員陶磁器製造企業」(D)が「再生陶土」を使って皿や茶碗といった陶磁器商品を製造し、販売する。

こうした一連の流れによって、不要になった陶磁器が再び陶磁器として利用されるリサイクルが長期的かつ安定的に運営されるのである。



イ.一般廃棄物（家庭から排出される廃陶磁器）に関する考え方

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法という)(第6条の2)によれば、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生を含む)しなければならないと規定され、また、同処理法(第7条)では一般廃棄物の運搬に関しては、積卸しを行う区域の市町村長の許可を受けなければならないとしている。

さらに、同処理法(第7条6)では一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとし、原則的には当該業務を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとしている。

このため GL21 のリサイクルシステムを具体的に運営していくためには、廃陶磁器が一般廃棄物であり、収集、運搬、処分(再生を含む)のうち GL21 が取組もうとしている「処分(再生を含む)」に関しては、業として行う場合一般廃棄物の許可を得る必要が発生する。(図5 左部分)

ウ.リサイクルシステムの現状

廃陶磁器を廃棄物と規定してリサイクルシステムを運営するため業として行うには、法的に受入(GL21 または GL21 会員企業)側が一般廃棄物処理業者の免許を取得する必要が生じるため、具体的に進展しなかった。

また、廃陶磁器を有価物(廃陶磁器を受入れ企業が代金を支払って購入するいわゆる売買契約)として対応すると、受入れ数量の増大に伴って受入れ事業者(破碎処理事業者)側の原材料費のコストアップ要因となるため、今までのリサイクルシステムは NPO 法人等との連携によるごく一部の動きにとどまっていた。

エ.リサイクルシステムの動き

こうしたなか、廃陶磁器の処分を業として行うのではなく、市町村の委託を受け陶磁器リサイクル化を検討している事例もある。

(ア)ある町の検討事例

廃棄物処理法第6条の2第2項では、市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。としている。

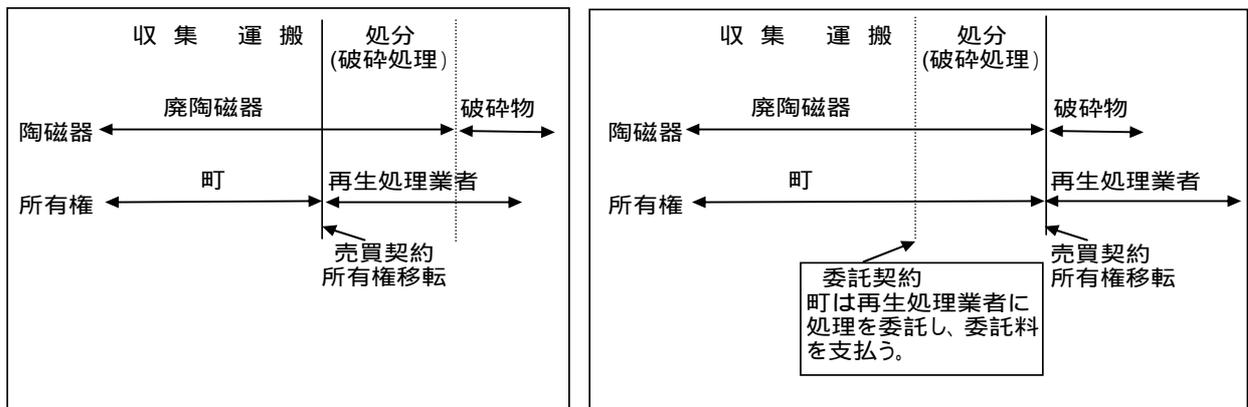
政令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、以下施行令という第4条)では、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む)を市町村以外の者に委託する場合の

基準が定められており、この基準を満たした者は市町村の委託を受け、一般廃棄物の収集、運搬、処分（再生を含む）を行うことができるのである。

廃陶磁器を収集した町は、委託基準を満たした再生処理する業者に委託料を支払ったうえで処分を委託し、処分（再生処理）により出来上がった破砕物を売買契約により再生処理業者が町に一定の金額を支払った上で町から業者へ所有権が移転されるとともに、この段階で廃陶磁器が廃棄物から有価物になるのである。（図5 右部分）

また、廃陶磁器を収集した市町村は、廃陶磁器を処分する業者所在の市町村に廃陶磁器の再生に係る受託者の氏名、住所や廃陶磁器の数量等を通知し、1年に一回再生の状況を確認することとしている。（施行令第4条）

（図5）



このスキームは、一般廃棄物である廃陶磁器の処分を業者に委託するもので、所有権は処分(破砕処理)が終了するまで廃陶磁器を収集した市町村に帰属するため、運搬中・処分中に紛失や流出等の事故が発生した場合の責任は市町村が負うこととなる。

なお、廃棄物処理法第7条4で定める、「一般廃棄物を業として行おうとする事業者は、市町村長の許可を受けなければならない。」という要件は、業者が自ら処分を業として実施する場合に適用を受けるものであって、委託を受けて処分を実施する業者は、本条に該当しない。

(2)再生利用認定制度

一般廃棄物を業として処理するには、収集、運搬・処分（再生含む）に関して一般廃棄物処理業者の許可を得る必要があるが、陶磁器リサイクルを進めるために「一般廃棄物の再生利用に係る特例」(廃棄物処理法第9条の8)(以下、再生利用認定制度という)により環境大臣の認定を受けることで、一般廃棄物処理業者の許可を得ることなく、リサイクルを進める手続きも考えられる。

再生利用認定制度では、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けたものについては処理業及び施設設置の許可を不要とする規制緩和措置を講じたものである。

陶磁器の回収について再生利用認定制度の認定を受けるには、次の二つの手続きを踏む必

要がある。

ア.環境大臣による告示

環境大臣による告示を受ける必要があり、告示には再生利用の廃棄物の種類及び再生によって得られる再生品等が定められることとなる。

なお、告示を受けるには、市町村の許可を不要とすることから廃棄物の処理が困難であることや集めにくいといった問題が発生していること、廃棄物処理されているものをリサイクルしようとする社会的な要請があること、業界団体等からの具体的な要請があること等が必要となる。

イ.個別企業による申請

環境大臣による告示の後、告示の内容の範囲内で個々の事業者が個別に認定の申請を行うこととなる。

なお、本認定制度は、平成 16 年 3 月現在「廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用する場合、建設汚泥を高規格堤防の築造に用いるため再生する場合、廃プラスチックを鉄鉱石の還元剤に用いるため再生する場合、廃プラスチックをコークスと炭化水素に再生し使用する場合、廃肉骨粉のカルシウムをセメント原料として使用する場合、シリコン含有汚泥を溶鋼の脱酸材として使用する場合」の 6 事例に限定されている。

以上のことから陶磁器のリサイクルシステムは、「ある町の検討事例」で記載したとおり委託方式により確実に実績を積むことが必要であり、将来的には再生利用認定制度適用により、全国規模での陶磁器のリサイクル活動に取り組むことを検討すべきである。

第 6 章 取組み提案

(1)再生陶土利用促進施策

ア.老人福祉施設等向け陶芸教室の開催

老人福祉施設（ケアハウス、介護施設、特別養護老人ホーム）向けに「手のリハビリや脳の活性化に繋がる」と言われる再生陶土を使った陶芸教室の開催支援を検討した。

内容は、GL21 会員企業の担当者が老人福祉施設に出向き、老人福祉施設内で、再生陶土を持込んで作陶や絵付け体験をしてもらう。成形後は持ち帰って焼き上げ、後日老人福祉施設に送付するというものである。

今回、個別陶芸教室の開催までには至らなかったが、環境コミュニティ・ビジネス事業の一環として、今後も地元の福祉施設などと連携して、再生陶土を使った陶芸教室の開催を通じて廃陶磁器リサイクルの広告宣伝活動を展開するという、地道な活動は、重要なことだと考えられる。

イ.個別企業との陶磁器レンタル事業展開

環境省では、ファーストフード店やコーヒーショップなど飲食店に使捨て容器削減のため企業や店舗毎に削減の目標を求める仕組み作りが検討されており、使捨て容器からガラスや陶磁器など繰り返し使える容器(リターナブル容器)などへ切替え促進を促す方針である。

新たなビジネスモデルとして、再生陶磁器のレンタル事業が挙げられる。飲食店とレンタ

ル・保守契約を締結し、レンタル事業者が再生陶磁器の所有権を保持したまま、再生陶磁器を飲食店に貸出し、レンタル料を徴収する。

レンタル事業者は、一定期間毎に顧客が持ち帰った容器や破損した容器相当分を補充し、破損した容器はレンタル事業者が回収することで、保守、管理、メンテナンス、回収業務の委託を受ける。レンタル料は貸出する再生陶磁器の使用量により見直す方式とする。これによって飲食店では、容器の保有、維持管理費の負担軽減を図ることができる。

ウ.地元へ顧客を呼び込む仕組み作り

(ア)陶芸教室・展示会の開催

再生陶土を使った陶芸教室を常設し、随時気楽に利用してもらう環境を整備する。また、再生陶土を使った陶磁器作品の展示会を陶磁器産地で開催し、一般の人々にも見学してもらい、気に入った作品に投票をしてもらうなど参加型の展示会とする。

さらに、人気の高かった作品を優秀作品として表彰するなど作成者の製作意欲を高めるなど、再生陶土の利用促進を図る。

(イ)陶磁器製造見学コースの選定

陶磁器街道とも言える陶土採掘現場や釉薬等に用いる原料現場の見学、再生陶土製造工場の見学、陶芸教室での作陶体験、陶磁器販売所の見学など一日観光ルートを策定することで、陶磁器産地に陶磁器作陶に関心のある人や一般利用者を迎え入れる環境整備に努める。

(2)陶磁器の回収について

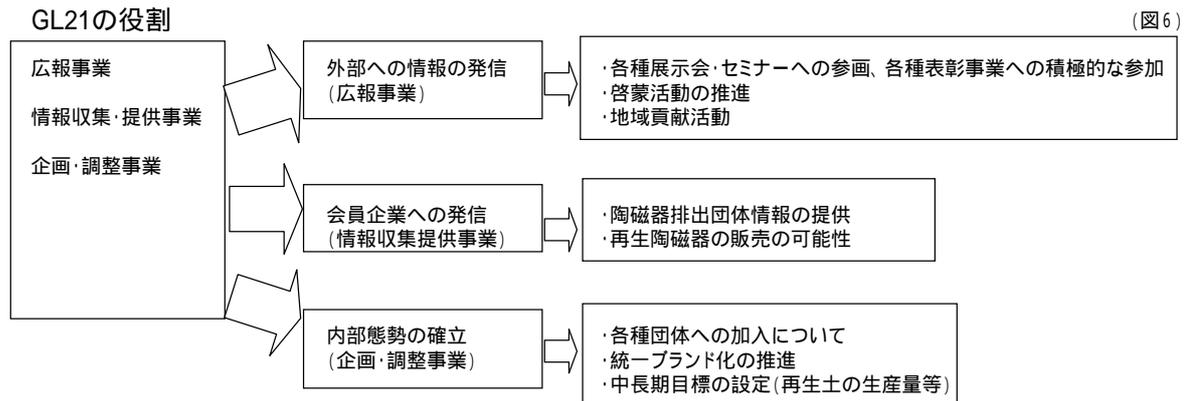
廃陶磁器を再資源化物として取組んでいる NPO 法人や市民団体の活動をピーアールするとともに、家庭から排出される陶磁器の回収について関心のある自治体に説明に赴くなど積極的な働きかけを行う。

第7章 GL21 の役割

今まで述べてきた GL21 の取組み提案を実現するためにも、まずは廃陶磁器から再生陶磁器に生まれ変わるリサイクルネットワークを早期にかつ強固に確立することが重要である。

「廃陶磁器」の受入れ、破砕処理による「破砕物」の製造、「破砕物」混入による「再生陶土」の製造、「再生陶土」使用による「再生食器の製造」、「再生食器の販売」という流れが滞りなく円滑に流れるよう、GL21 会員企業の協力のもと、態勢を整備する必要がある。

しかしながら、こうしたリサイクル事業は GL21 会員企業が取組んでおり、GL21 が直接関わっていないため、GL21 自身が取組むべき課題について外部へ発信する「広報事業」、外部から入手した情報を内部会員企業へ発信する「情報提供事業」、GL21 の企画・立案や内部会員企業間の連携を調整する「企画・調整事業」に分けて検討してみたい。



(1) 広報活動（外部への発信）

GL21は、廃陶磁器から再生陶磁器のリサイクル活動を外部に発信し、アピールする重要な役割を担っている。

ア. 展示会等への積極的な参加

これまでもGL21は、『グッドデザイン賞 2001年特別賞「エコロジーデザイン賞」』受賞など各種受賞を受けており、今後もこうした各種イベントなどにGL21として積極的に参画して、知名度アップを図ることが重要である。

イ. 啓蒙活動の推進

廃陶磁器のリサイクルによる再生陶磁器化を今後さらにアピールするには、リーフレットやパンフレットを活用し、認知度を高める必要がある。

対象先も陶磁器リサイクル活動に熱心に取組んでいる市民団体、老人福祉施設などにも働きかけ幅広く陶磁器リサイクルを知ってもらふ必要がある。

ウ. 地域貢献活動

平成16年度の経済産業省の環境コミュニティ・ビジネス事業で取組んだ陶磁器の排出地域との連携による排出地域からの廃陶磁器の受入れや排出地域への再生陶土・食器の提供、陶芸作品製作のノウハウの提供などを引き続き展開する必要がある。

さらに、他排出地域消費地やコミュニティとして成立している老人福祉施設との連携も積極的に進め、リサイクルネットワークの輪を幾重にも張り巡らせる必要がある。

エ. マスコミ等への働きかけ

今までも陶磁器リサイクルの取組みは、新聞、雑誌、テレビ（NHK）などにも取上げられてきたが、今後も各種イベントの開催や他団体との連携を通じて積極的にマスコミに働きかけ、一般の人々への知名度アップへの取組みを実施していかなければならない。

(2) 情報収集・提供活動（内部への発信）

GL21は、外部団体の受付窓口として、会員企業に有益な情報を提供する役割を担っている。

ア. 陶磁器排出事業者団体情報の提供

今後、飲食店での使捨て容器の削減が義務づけられれば陶磁器商品の処分に関し、更なる

照会の増加が予想される。

廃陶磁器から再生陶磁器に再生するネットワークが確立されれば、年間の受入数量、受入可能陶磁器種類など条件に関する照会に、迅速かつ統一的な回答が可能になるのである。

イ.再生陶磁器の販売の可能性

長期的な視野に立てば、こういった飲食店、大手小売店から廃陶磁器の受入れを行うことで、将来の再生陶磁器の購入、再生陶磁器の販売拠点設置に繋がる可能性を秘めており、GL21 全体の発展を考え、前向きに取り組むことも必要である。

(3)企画・調整活動(内部態勢の確立)

陶磁器リサイクル活動が認知され、取扱量も増加するにつれ、GL21 には新たな役割も求められ、内部の調整機能も重要になってくる。

ア.リサイクルネットワークの早期確立

現在、廃陶磁器から再生陶磁器へのネットワーク構築がここ 1 年程度で急速に形成されつつあるが、GL21 会員企業と連携を深め、このネットワークを強固な態勢にすることが必要である。

イ.各種団体への加入について

外部団体との連携を深めるには、GL21 が法人化を実現し、GL21 名で加入するのが望ましい。

岐阜県の「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品」やグリーン購入ネットワーク（環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること）やリユース食器ネットワーク（イベント時の容器貸出事業）など環境問題に前向きに取り組む全国規模の団体に、GL21 も早期に GL21 名で加入を前向きに検討する必要がある。

ウ.再生陶磁器の統一ブランド化による販売促進

中国等から安価な陶磁器商品が輸入されている現状を考えれば、再生陶磁器のブランドを統一し、再生陶磁器の商品として価値を高める必要がある。

GL21 の中間法人化を契機に、再生陶土の販売時もしくは再生陶磁器販売数量に応じて一定額のブランド管理料を徴収するとともに、販売時には「Re-食器」表示のタグを商品につけるなどの取り組みが必要である。

Ⅰ.目標の設定

(ア)環境コミュニティ・ビジネスとしての目標設定

環境コミュニティ・ビジネスとしての今後の活動計画を年度単位、2～3 年の中長期、最終目標を掲げ、長期的なビジョンを持ちながら、目の前にある課題を着実に処理必要がある。

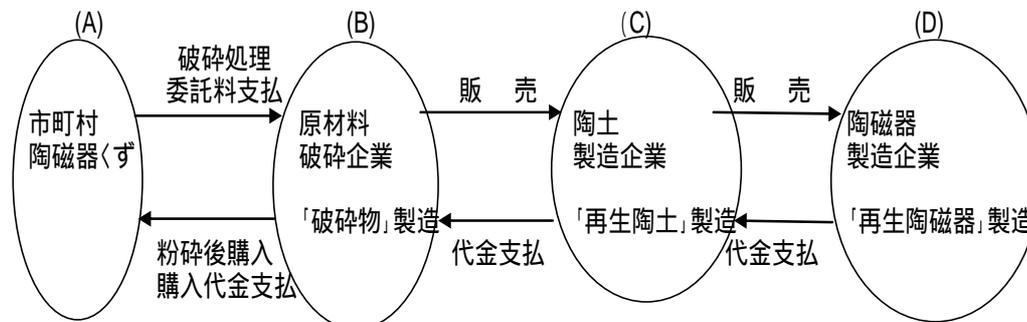
(イ)廃陶磁器受入の目標設定

廃陶磁器の年間受入計画、受入対象とする廃陶磁器の基準を明確にし、ガイドラインを設け、外部企業からの照会に明確に回答できる基準例を策定すべきである。

第8章 環境問題を踏まえた GL21 の今後の展開

(1)内部リサイクル態勢の整備

地方自治体、市民団体、一般企業からの廃陶磁器の受入れ態勢を確実に整え、実績を積み重ねることが重要である。



(2)外部とのリサイクル態勢の整備

ア.市町村との連携

一般家庭から排出される廃陶磁器の回収に関しては、委託方式により進めていく。

イ.大手量販店

その他の産業廃棄物または市町村との連携により、回収を進めていく。

ウ.一般陶磁器消費地

コミュニティ・ビジネス事業の一環として、陶芸教室の開催など連携を通じてリサイクルを進めていく。

エ.他陶磁器産地

再生利用認定制度の共同申請などを検討し、全国規模での廃陶磁器の回収事業を進めていく。

オ.飲食店

将来の使捨て容器の使用制限化を展望し、陶磁器レンタル事業の展開など再生陶磁器の利用促進事業を進めていく。

(3)サービスの提供

廃陶磁器から再生陶磁器のリサイクルという流れの中で、再生陶磁器の販売強化策を検討してきたが、他団体事例でもあるように他分野との連携やサービスの提供で成果を挙げている団体も多い。

再生陶磁器の販売も重要なことではあるが、老人福祉施設、環境に取り組んでいる団体との連携およびレンタル業、作陶体験、陶磁器観光ルートの策定などサービスの充実に努めることも重要である。

こうして受入れ側である GL21 がしっかりした受入れ態勢を整えていけば、GL21 のリサイクルネットワークは強固に太くなり、環境コミュニティ・ビジネスを代表する団体となる

ことは充分可能である。

第9章 まとめ

最後に、当初課題として掲げた陶磁器の回収、販売、組織態勢について、その解決のための方法を提案する。

(1) 廃陶磁器の回収

GL21 内の廃陶磁器の受入れ態勢を整備し、安全・安心・確実・信頼できるリサイクルネットワーク化で実績を積むことが肝要であり、これを踏まえて地方自治体等外部機関との連携を進めて行くことが重要である。

(2) 再生陶磁器の販売

今までの販売ありきからの手法を脱却し、陶芸教室の開催やレンタル事業展開などサービス・ソフトを充実させた上で、「環境に優しい再生陶磁器」をマスコミなどの媒体もうまく活用しながら進めていく。

(3) 組織態勢の構築

現在中間法人化も進んでおり、これを機に専任者を配置した事務局を設置し、広報事業、情報収集・提供事業、企画・調整事業を計画的に具体的な手順で定め、役割分担等明確にし、中身の濃い内部態勢を構築していくことが重要である。

以上

【参考文献】

(注 1) 「地域を元気にするコミュニティ・ビジネス」 細内信孝

(注 2) 「廃陶磁器リサイクルに関する住民の意識調査」 一伊達稔、高井美保、長尾正志、
瀬瀬久美、長谷川善一、加藤誠二

【研究会構成委員名簿】

< 委員 >

一伊達 稔	(名城大学 都市情報学部 教授)
加藤 誠二	(ヤマカ陶料株式会社 専務取締役)
高橋 良夫	(山津製陶株式会社 取締役)
長谷川 善一	(岐阜県セラミックス技術研究所 主任専門研究員)
山本 庸志人	(株式会社虔山 代表取締役)

(50音順 敬称略)

< 事務局 >

財団法人岐阜県産業経済振興センター

本資料は調査研究報告書の概要版です。報告書本文は、(財)岐阜県産業経済振興センターのウェブサイトの「調査研究の報告 - 調査研究の結果」に掲載しておりますので、ご覧下さい(無料です)

掲載アドレス：<http://www.gpc.pref.gifu.jp/cyousa/houkoku/houkoku.html>

環境コミュニティ・ビジネスに関する調査研究

発行 財団法人 岐阜県産業経済振興センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番53号

岐阜県県民ふれあい会館10階

TEL：058-277-1085 FAX：058-277-1095

E-mail：chosa@gpc.pref.gifu.jp

URL：http://www.gpc.pref.gifu.jp

担当 調査研究部 主任研究員 國枝 義広

発行日 平成18(2006)年3月

この報告書は、岐阜県及び国からの補助金を
受けています

平成18年3月24日

財団法人岐阜県産業経済振興センター

無許可で複製することを禁じます